

平成31年度 市民税・県民税申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も所得の申告時期を迎えました。申告期限は**3月15日（金）**です。

申告書の提出先は、各区役所（市税事務所）です。期間中は特設の会場を設けておりますが、各会場とも混雑が予想されますので、できるだけ早めにお越しください。また、郵送にて下記の郵送先へご提出いただいても構いません。

申告が必要な方

所得税の確定申告をしておらず、下記のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

公的年金所得がある方

公的年金以外の雑所得（個人年金など）・不動産所得・事業所得・一時所得（生命保険満期返戻金など）等があり、その所得が20万円以下の場合

※上記に該当しない場合でも、公的年金収入が155万円（65歳以上）又は105万円（65歳未満）を超える方は、平成30年中に支払った医療費、国民健康保険料、生命保険料や地震保険料等の各種控除を加えて申告することで税額が下がる場合があります。

給与所得がある方

給与以外に雑所得（個人年金など）・不動産所得・事業所得・一時所得（生命保険満期返戻金など）等があり、その所得が20万円以下の場合

※上記に該当しない場合でも、給与収入が100万円を超える方は、平成30年中に支払った医療費、年末調整していない国民健康保険料、生命保険料や地震保険料等の各種控除を加えて申告することで税額が下がる場合があります。

その他所得がある方

給与所得及び公的年金所得がない方で、平成30年中の合計所得金額が下記に該当する方

- ・同一生計配偶者及び扶養親族のない方・・・35万円を超える方
- ・同一生計配偶者又は扶養親族のある方・・・35万円×（1＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋21万円を超える方

申告の際に必要なもの

- 申告する方の個人番号及び身元確認ができるもの（代理の場合は、代理人の方の身元確認ができるもの等）
申告する方の個人番号が確認できるものと身元確認ができる書類等が必要となります。
別紙「マイナンバーの記載について」をご覧ください。
- 平成30年中の所得の内容が分かるもの
（給与や年金の源泉徴収票、個人年金や生命保険の満期等の明細書、事業・不動産等の収支明細など）
※事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方を対象に、記帳・帳簿等の保存制度が開始されています。
帳簿等の提出は必要ありませんが、窓口等で帳簿等の提示を求める場合があります。
- 印判（認め可）
- 市民税・県民税申告書（事業所得、不動産所得がある方は収支内訳書を併せてご提出ください。）
- 各種控除を受けるための書類
各種控除を受けるためには、その控除に係る金額を前年中に実際に支払ったことが分かる書類が必要になります。
必要となる書類の詳細については、4ページ～6ページをご参照ください。
必要となる書類がない場合、所得から控除することができません。
～ 源泉徴収票や各種控除の証明書を紛失された方は、発行元に再発行を依頼してください ～

申告書を郵送する方は、必要な書類も申告書に同封してください。

控えに受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒とともに記入済みの申告書の控えも同封してください。

申告についての郵送先及びお問い合わせ、ご相談は

〒700-8544	岡山市北区大供一丁目2番3号	岡山市北区市税事務所	市民税係	TEL (086) 803-1176、1177
〒703-8544	岡山市中区浜三丁目7番15号	岡山市中区市税事務所	市民税係	TEL (086) 901-1609
〒704-8555	岡山市東区西大寺南一丁目2番4号	岡山市東区市税事務所	市民税係	TEL (086) 944-5011
〒702-8544	岡山市南区浦安南町495番地5	岡山市南区市税事務所	市民税係	TEL (086) 902-3511

申告書の書き方

平成 31 年度 市民税・県民税 申告書

受付印

岡山市長あて
年 月 日
提 出

平成 31 年 1月1日の住所	岡山市北区大供一丁目2番3号	生年月日	明大昭平 23 年 1 月 1 日
現住所	(同上)	世帯主 の氏名	岡山 太郎 <small>世帯主 との続柄</small> 本人
フリガナ	オカヤマ タロウ	電 話	(自宅・勤務先・携帯) (086) 803 - 1000
氏 名	岡山 太郎	個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3

※裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

個人番号(マイナンバー)を正しく記入してください。

4 ページ〜6 ページ参照

⑩ 雑損控除	控除額は裏面で求めてください。		
⑪ どちらかを選択 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	A 支払った医療費	B 保険金などで補てんされる金額	C 所得の5%と10万円の少ない方の金額
	280,000 円	30,000 円	86,914 円
⑫ 社会保険料控除	源泉徴収票記載の社会保険料		56,000 円
	上記以外	介護・国保・後期高齢 任意継続・国民年金等	119,800 円
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	182,460 円
	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	92,318 円
	介護医療保険料の金額		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の金額		旧長期損害保険
	24,000 円		35,000 円
⑯ 寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 特別寡婦 <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)		(<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還)
	勤労学生控除 (学校名)		
⑰ 障害者控除	氏名	(か)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特別障害者
	氏名	(か)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特別障害者
⑱ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	岡山 花子	明大昭平 25・3・3
	個人番号	4 4 4 4 5 5 5 5 6 6 6 6	配偶者の合計所得7906
⑲ 扶養控除	氏名	岡山 桃子	明大昭平 9・1・1
	個人番号	7 7 7 7 8 8 8 8 9 9 9 9	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 母 控除額 45 万円
⑲ 扶養控除	氏名	(か)	明大昭平 . .
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同居 続柄 控除額 万円
⑲ 扶養控除	氏名	岡山 一郎	平成 16・1・1
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 孫
⑲ 扶養控除	氏名	(か)	
	個人番号		
別居の控除対象配偶者・扶養親族の住所	扶養控除額の合計 45 万円		

記載する扶養親族(配偶者を含む。)及び事業専従者(裏面)について、氏名・フリガナ・生年月日・個人番号(マイナンバー)を正しく記入してください。

※上記に書ききれない扶養親族、及び事業専従者に関する事項は、裏面にご記入ください。

市県民税の納税方法	給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納税方法
	<input type="checkbox"/> 給与から差し引かれることを希望する <input type="checkbox"/> 自分で納付することを希望する

事業	営業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
収入	利子	④	
	配当	⑤	
金額	給与	⑥	4 0 2 0 0 0
	公的年金等		1 3 3 6 2 8 1
等	その他	⑦	1 3 3 6 2 8 1
	雑所得計	⑧	
	総合譲渡・一時	⑨	1 7 3 8 2 8 1
合計		⑩	
所得	医療費控除	⑪	1 6 3 0 8 6
	社会保険料控除	⑫	1 7 5 8 0 0
から	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
差	生命保険料控除	⑭	7 0 0 0 0
引	地震保険料控除	⑮	2 2 0 0 0
か	寡婦(寡夫)・勤労学生控除	⑯	0 0 0 0 0
れる	障害者控除	⑰	0 0 0 0 0
金額	配偶者控除・配偶者特別控除	⑱	3 3 0 0 0 0
	扶養控除	⑲	4 5 0 0 0 0
	基礎控除	⑳	3 3 0 0 0 0
合計		㉑	1 5 4 0 8 8 6

3 ページ〜4 ページ参照

4 ページ〜6 ページ参照



収入金額／所得金額の種類

収入（所得）金額等の内容については、下記をご覧の上、ご記入ください。

- 収入金額・・・平成30年中に収入を得ることが確定した金額。例えば、売掛金や未収家賃なども収入金額になります。
※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは手取額ではなく、所得税などが差し引かれる前の金額です。
- 必要経費・・・平成30年中に収入を得るために支出した費用。実際に支払った経費だけでなく、未払い経費も含め、販売した製品の原価、公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費、営業用に消費した光熱水費等
- 所得金額・・・収入金額からそれぞれの必要経費を差し引いた金額
- ◎ 総所得金額等・・・損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑨の金額）、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除きます。）の合計額
- ◎ 合計所得金額・・・上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたもの

ア・①	事業	営業等	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、各種外交員、医師、弁護士など個人の事業から生ずる所得（農業・不動産の事業から生ずる所得を除く。） ※収入や必要経費などの内容を収支内訳書に記入して、申告書と併せて提出してください。
イ・②		農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成、わらの加工品などから生ずる所得 ※収入や必要経費などの内容を収支内訳書に記入して、申告書と併せて提出してください。
ウ・③		不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などから生ずる所得 ※収入や必要経費などの内容を収支内訳書に記入して、申告書と併せて提出してください。
エ・④		利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 ※昭和63年4月1日以降の期間に対応の利子等は原則として源泉徴収による分離課税のため、申告は不要です。 ただし、国外の預金の利子等は申告が必要です。 ※公社債は、平成29年度分から特定公社債等と一般公社債等に区分され、いずれも住民税5%が源泉徴収されています。 特定公社債等は源泉徴収（申告不要）と申告分離課税を選択できます。一般公社債等は申告することができません。
オ・⑤		配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得 ※配当割額の控除を受ける場合は、申告書裏面の記載欄へも所定の事項を記入してください。
カ・⑥		給与	給料、賃金、賞与などの所得 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している方は、給与の支払明細書を受けるか、申告書裏面の月別収入欄に日給、稼働日数及び勤務先を記入してください。 給与の所得金額は、次ページの速算表から算出してください。
キ・⑦	雑	公的年金等	公的年金（国民年金、厚生年金、各共済組合からの年金）、企業年金、恩給などの所得 公的年金等の所得金額は、次ページの速算表から算出してください。
ク・⑦		その他	互助年金、個人年金、原稿料など他の所得に当てはまらない所得 ※申告書の裏面に収支の内訳を記入してください。
ケ～コ ・⑧		総合譲渡	土地建物、株式以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡により生ずる所得 ※特別控除額は50万円までです。 ・短期・取得後5年以内の譲渡 ・長期・取得後5年超の譲渡 ※所得金額については、申告書裏面で計算してください。
サ・⑧		一時	生命保険、学資保険又は養老保険の満期返戻金などの一時的な所得 ※特別控除額は50万円までです。 ※所得金額については、申告書裏面で計算してください。

※総合譲渡（長期）、一時所得は、その合計の1/2が課税対象となります。

課税の特例の適用について

○個人住民税において次の課税の特例の適用を受けるには、平成31年3月15日まで（又は平成31年度の市民税・県民税納税通知書が送達される時まで）に、これらの特例を適用する旨を記載した所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

- ・事業専従者控除（個人住民税の申告義務がある場合）
- ・特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得における課税方式（総合課税・申告分離）の選択
- ・居住用財産の買換え等の場合又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

※上記以外にも課税の特例で、適用を受けるための申告期限が設けられているものもあります。

○分離課税の所得、給与所得者の特定支出控除に該当がある場合は、各区市税事務所 市民税係へお尋ねください。
○家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計等の検針人については、計算の特例があります。

●給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	収入金額-650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	【収入金額÷4,000】×4,000×60%
1,800,000円以上 3,600,000円未満	【収入金額÷4,000】×4,000×70%-180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	【収入金額÷4,000】×4,000×80%-540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	収入金額×90%-1,200,000円
10,000,000円以上	収入金額-2,200,000円

●公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳以上 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)	3,300,000円未満	収入金額 - 1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75% - 375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85% - 785,000円
65歳未満 (昭和29年1月2日以後に生まれた方)	7,700,000円以上	収入金額×95% - 1,555,000円
	1,300,000円未満	収入金額 - 700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75% - 375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85% - 785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95% - 1,555,000円

※【収入金額÷4,000】は小数点以下切捨て

所得控除の種類

所得控除の内容については、下記をご覧ください。

⑩	雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。前年の総所得金額等が38万円以下の方）が前年中に災害や盗難、横領などにより損失を受けた場合</p> <p>控除額は、【差引損失額-総所得金額等の10%】と【差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円】のいずれか多い方</p> <p>※災害時による損失や補てんの額が分かる証明書等が必要です。</p>										
⑪	医療費控除 (右のどちらかを選択して控除を受けることができます。)	<p>■医療費控除 あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。）のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）を超える場合、その超えた金額が控除額となります（最高200万円）。 控除額 = 支払った医療費(A) - 保険金などで補てんされる金額(B) - 所得の5%と10万円の少ない方の金額(C)</p> <p>■医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、前年中に特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査又はがん検診を行った場合で、あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。）のために、前年中に特定一般用医薬品等の購入のために支払った金額が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除額となります（最高8万8千円）。 控除額 = 特定一般用医薬品等購入金額(A) - 保険金などで補てんされる金額(B) - 1万2千円(C) こちらの控除を受ける場合は、申告書右「⑪医療費控除」欄の「区分」の口に「1」を記入してください。</p> <p>※平成30年度分から領収書の添付は不要になりました。その代わり明細書の作成・添付が必要です。 ただし、領収書、レシート等は、5年間保存しておく必要があります。</p>										
⑫	社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。）のために負担した社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、後期高齢者医療の保険料等）でああなたが前年中に支払った金額が控除額となります。各種保険料を年金から特別徴収（差し引き）されている方につきましては、年金から実際に特別徴収された方のみが保険料の支払者となり、社会保険料控除の適用を受けられます（配偶者等の年金から差し引きされている保険料は含めることができません）。</p> <p>※国民年金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療の保険料などの支払金額が分かるもの（証明書や領収印が押してある納付書等）が必要です。</p>										
⑬	小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の掛金や心身障害者扶養共済の掛金でああなたが前年中に支払った金額が控除額です。</p> <p>※小規模企業共済等掛金等を支払ったことが分かる領収書等が必要です。</p>										
⑭	生命保険料控除	<p>あなたやあなたの親族（配偶者を含む。）を受取人とする一般生命保険料契約等の保険料や介護医療保険契約、個人年金保険料契約に基づいてあなたが前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を元に控除額を算出します。契約日によって控除額の計算が異なります。</p> <p>【新契約】平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円
年間の支払保険料	控除額											
12,000円以下	支払保険料全額											
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円											
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円											
56,000円超	一律28,000円											

		<p>【旧契約】平成23年12月31日までに契約した一般生命保険料、個人年金保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（最高70,000円）が控除額となります。</p> <p>一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（最高28,000円）となります。それぞれの前年中の支払金額を記入してください。</p> <p>※保険会社等からの生命保険料（個人年金）控除証明書が必要です。</p>	年間の支払保険料	控除額	15,000円以下	支払保険料全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円					
年間の支払保険料	控除額																
15,000円以下	支払保険料全額																
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円																
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円																
70,000円超	一律35,000円																
⑮	地震保険料控除	<p>あなたが地震保険契約等に基づいて前年中に支払った保険料を元に控除額を算出します。</p> <p>A 地震保険契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>B 長期損害保険契約等(平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない満期返戻金のある10年以上の契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>長期損害保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>AとBの両方ある場合はAとBの合計額（最高25,000円）となります。ただし、同一契約の中にAとBがある場合は、どちらか片方の適用となります。</p> <p>※保険会社等からの地震保険料控除証明書、損害保険料控除証明書（長期損害保険のみ）が必要です。</p>	地震保険料支払額	控除額	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円超	一律25,000円	長期損害保険料支払額	控除額	5,000円以下	支払保険料全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	一律10,000円	
地震保険料支払額	控除額																
50,000円以下	支払保険料×1/2																
50,000円超	一律25,000円																
長期損害保険料支払額	控除額																
5,000円以下	支払保険料全額																
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																
15,000円超	一律10,000円																
⑯	寡婦（寡夫）控除	<table border="1"> <tr> <td>寡婦</td> <td>①夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族又は生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）がいる場合</td> <td>(控除額) 26万円</td> </tr> <tr> <td>特別寡婦</td> <td>②夫と死別し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族である子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）があり、前年の合計所得金額が500万円以下の場合</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>妻と死別・離婚し再婚していない方や妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）があり、前年の合計所得金額が500万円以下の場合</td> <td>26万円</td> </tr> </table>	寡婦	①夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族又は生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）がいる場合	(控除額) 26万円	特別寡婦	②夫と死別し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合		寡夫	夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族である子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）があり、前年の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円		妻と死別・離婚し再婚していない方や妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）があり、前年の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円			
寡婦	①夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族又は生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）がいる場合	(控除額) 26万円															
特別寡婦	②夫と死別し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合																
寡夫	夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族である子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）があり、前年の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円															
	妻と死別・離婚し再婚していない方や妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る。）があり、前年の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円															
⑰	勤労学生控除	<p>あなたが学生又は生徒で、前年の合計所得金額が65万円以下（所得が給与のみの場合は、収入が130万円以下）の場合。ただし、給与所得以外の所得が10万円以下の場合に限ります。</p> <p>※対象となる学校等に在学していることが分かるもの（学生証等）が必要です。</p> <p>26万円</p>															
⑱	障害者控除	<p>あなたやあなたの扶養親族（同一生計配偶者を含む。）が障害者である場合。</p> <p>なお、あなたの扶養親族（同一生計配偶者を含む。）が特別障害者の場合で、あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。）と同居を常としている場合は、控除額に23万円が加算されます。</p> <p>※証明する手帳等をご持参いただくか、郵送の際にコピーを添付してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>①障害者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方 障害者更生相談所などの判定により知的障害とされた方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 福祉事務所長に障害者として認定された方 など </td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>②特別障害者</td> <td> <p>障害者のうち、身体や精神に重度の障害のある方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級又は2級である方 障害者更生相談所などの判定により重度の知的障害者と判定された方 精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方 福祉事務所長に特別障害者として認定された方 など </td> <td>30万円 (同居の特別障害者は53万円)</td> </tr> </table>	①障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方 障害者更生相談所などの判定により知的障害とされた方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 福祉事務所長に障害者として認定された方 など 	26万円	②特別障害者	<p>障害者のうち、身体や精神に重度の障害のある方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級又は2級である方 障害者更生相談所などの判定により重度の知的障害者と判定された方 精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方 福祉事務所長に特別障害者として認定された方 など 	30万円 (同居の特別障害者は 53万円)									
①障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方 障害者更生相談所などの判定により知的障害とされた方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 福祉事務所長に障害者として認定された方 など 	26万円															
②特別障害者	<p>障害者のうち、身体や精神に重度の障害のある方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級又は2級である方 障害者更生相談所などの判定により重度の知的障害者と判定された方 精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方 福祉事務所長に特別障害者として認定された方 など 	30万円 (同居の特別障害者は 53万円)															
⑳	配偶者控除	<p>あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下（所得が給与のみの場合は、収入が103万円以下）</p> <p>※配偶者が事業専従者又は他の者の扶養親族の場合を除く。</p> <p>※配偶者に所得がある場合は、その所得が分かるものをご持参ください。ただし、申告書に所得の記入は不要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>下記以外の方</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方 (昭和24年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	一般	下記以外の方	33万円	22万円	11万円	老人	70歳以上の方 (昭和24年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下													
一般	下記以外の方	33万円	22万円	11万円													
老人	70歳以上の方 (昭和24年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円													

⑱	配偶者 特別控除	あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円を超え 123 万円以下の場合 ※配偶者が事業専従者又は他の者の扶養親族の場合を除く。 ※配偶者に所得がある場合は、その所得が分かるものをご持参ください。 配偶者特別控除の場合は、申告書の「配偶者の合計所得」欄に所得を記入してください。	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
			配偶者の所得	控除額		
			38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
			85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
			90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
			95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
			100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
			105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
			110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
			115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
			120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超		0万円				
⑱	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)	控除を受けることはできませんが、市民税・県民税の算定には必要な項目ですので、あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円超で、あなたと生計を一にする配偶者（配偶者が事業専従者又は他の者の扶養親族の場合を除く。）の前年の合計所得金額が 38 万円以下であれば、申告書に必ず記入してください。				
⑲	扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族のうち、前年の合計所得金額が 38 万円以下（所得が給与のみの場合は、収入が 103 万円以下）の場合 ※その方が事業専従者又は他の者の扶養親族の場合を除く。 ※対象の方に所得がある場合は、その所得が分かるものをご持参ください。 ○平成 24 年度から 16 歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、市民税・県民税の算定には必要な項目ですので、年少扶養の対象となる方がおられる場合、申告書に必ず記入してください。	区分	該当者	控除額	
			一般	16 歳以上（平成 15 年 1 月 1 日以前生まれ） で下記以外の方	33万円	
			特定扶養	19 歳～22 歳の方 （平成 8 年 1 月 2 日～平成 12 年 1 月 1 日生まれ）	45万円	
			老人扶養	70 歳以上の方 （昭和 24 年 1 月 1 日以前生まれ）	38万円	
			同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の （祖）父母等で同居を常としている方	45万円	
⑳	基礎控除	一律に受けられる控除です。	33万円			

給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある方については、給与や公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・県民税を、給与から差し引かれるようにする（特別徴収）か、自分で納付する（普通徴収）か、選択できます（平成 31 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は、給与所得以外の所得に対する市民税・県民税の納税方法の選択が可能）。

希望する方法の口に し印 を付けてください（どちらにも印がない場合は、特別徴収になります。）。

上場株式等の配当所得等又は譲渡所得等の申告不要制度の選択（裏面）

上場株式等の配当所得等又は譲渡所得等がある方で、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、該当の枠内に○を記入してください。この場合、平成 31 年度の市民税・県民税納税通知書が送達されるときまでに、申告書を提出していただく必要があります。

寄附金税額控除に関する事項（裏面）

前年中に下記の団体に対して行った寄附の合計額が 2,000 円を超える場合に記入してください。

- ① 都道府県・市町村・特別区（ふるさと納税）
- ② 岡山県共同募金会・日本赤十字社岡山県支部
- ③ 岡山県又は岡山市が条例により指定した団体

※市県民税で寄附金控除となると認められた寄附金の領収書が必要です。

※申告をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用がなかったものとみなされますので、必ず申告書に必要事項を記入してください（ワンストップ特例制度を申請していても、申告書に記載がない場合は、寄附金税額控除が適用されません。）。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項（裏面）

上場株式等の配当等で支払時において市民税・県民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得割額がある場合で、それらの所得を含めて申告し、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

事業専従者に関する事項（裏面）

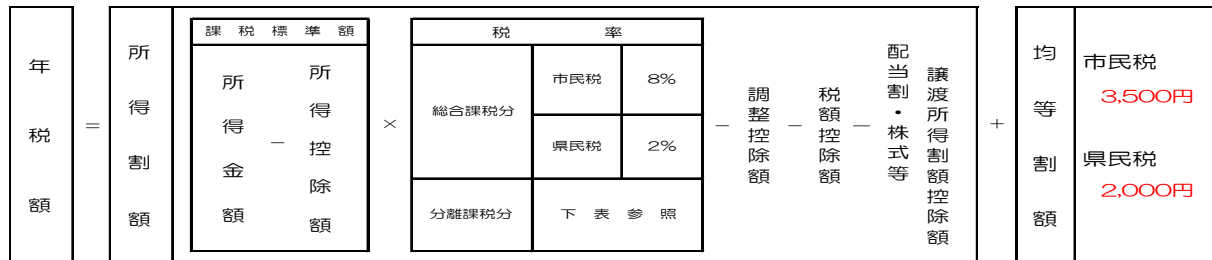
あなたと生計を一にする配偶者やその他 15 歳以上の親族で、あなたの事業に原則として平成 30 年中に 6 か月を超える期間もっぱら従事した者を、事業専従者として控除の対象にできます。該当する場合は、その方の氏名、個人番号、続柄、専従者控除額等を記入してください。白色申告の場合は、その事業専従者 1 人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 500,000 円（配偶者の場合は 860,000 円）

イ $(\text{事業専従者控除額を差し引く前の所得金額}) \div \text{【事業専従者の数} + 1\text{】}$

※なお、事業専従者として申告した親族を配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の対象とすることはできません。

<市民税・県民税の計算方法>



※ 市民税均等割額及び県民税均等割額のうちそれぞれ500円は、東日本大震災に伴う復興に関し、緊急防災・減災事業の為に負担していただくものです。

◎非課税となる方

【均等割・所得割ともに非課税となる方】
1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
2 障害者、未成年者（平成11年1月3日以後生まれで未婚の方）、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
3 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
（1）同一生計配偶者及び扶養親族がない場合・・・35万円
（2）同一生計配偶者又は扶養親族がある場合・・・35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）の数＋21万円
【所得割が非課税となる方】
前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の方
（1）同一生計配偶者及び扶養親族がない場合・・・35万円
（2）同一生計配偶者又は扶養親族がある場合・・・35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）の数＋32万円

●分離課税分の税率

区 分		市民税	県民税	区 分		市民税	県民税		
長期譲渡所得 （所有期間5年超）	一般分	一律	4%	1%	株式譲渡等	上場分	源泉徴収口座	（※）	
	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合（特定）	2,000万円以下の部分	3.2%	0.8%			特定口座分		簡易申告口座
		2,000万円超の部分	4%	1%					一般口座分
	所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合（軽減）	6,000万円以下の部分	3.2%	0.8%			証券会社を通じない売買部分		
6,000万円超の部分		4%	1%	未公開分					
短期譲渡所得 （所有期間5年以下）	一般分	7.2%	1.8%	（申告分離）上場株式等の配当			4%	1%	
	軽減（国等に対する譲渡）	4%	1%	先物取引雑					

※ 県民税株式等譲渡所得割（5%）により特別徴収されています。原則、申告は不要ですが、各種控除の適用を受けるために申告することも可能です。ただし、申告により合計所得金額に算入されるため他制度の料金計算等に影響することがあります。

●税額控除

○調整控除

【合計課税所得金額が200万円以下の場合】
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
【合計課税所得金額が200万円超の場合】
次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額です。

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	1万円		5万円	4万円	2万円
障害者控除	特別障害	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	同居特別		老人	10万円	6万円
寡婦控除	一般	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円	4万円
	特別		40万円以上45万円未満	3万円	2万円
寡夫控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人
勤労学生控除	1万円		特定	18万円	同居老親等

○配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、平成21年から平成33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額を市県民税の所得割から控除します。
①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税から控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）
※居住開始が平成26年4月1日以後で取得に係る消費税等の税率が8%又は10%の場合は、所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

市民税	4 / 5	県民税	1 / 5
-----	-------	-----	-------

○寄附金税額控除

前年中に寄附金（総所得金額等の30%を上限）を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税8%、県民税2%に相当する金額。ただし、都道府県、市町村又は特別区への寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の4、県民税は5分の1に相当する金額をさらに加算した金額（調整控除後の所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	67%
900万円を超え1,800万円以下	56%
1,800万円を超え4,000万円以下	49%
4,000万円超	44%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

○配当割・株式等譲渡所得割の税額控除

区 分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

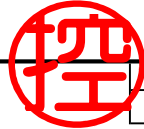
平成 31 年度 市 民 税 ・ 県 民 税 申 告 書



岡山市長あて

年 月 日
提 出

平成 31 年 1月1日の住所		生年月日	明 大 昭 平	年 月 日
現 住 所	(同上)	世帯主 の氏名		世帯主 との続柄
フリガナ		電 話	自宅・勤務先・携帯 () -	
氏 名		個人番号	*****	



控には個人番号(マイナンバー)の記入は不要です。

番号・身元確認 個C・通C・住・免・保・在・障・()
整理番号

10	雑損控除	控除額は裏面で求めてください。		
11	医療費控除	A 支払った医療費 明細書 円 領収書 円	B 保険金などで 補てんされる金額 円	C 所得の5%と10万円の 少ない方の金額 円
	医療費控除の特例 (セルフメディ ケーション税制)	A 医薬品等購入金額 明細書 円 領収書 円	B 保険金などで 補てんされる金額 円	C 定額(1万2千円) 12,000 円
12	社会保険料 控 除	源泉徴収票記載の社会保険料 円 上記 介護・国保・後期高齢 円 以外 任意継続・国民年金等 円		
13	小規模企業共済等 掛 金 控 除	支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額		
14	生命保険料控除	新生命保険料の金額 円	旧生命保険料の金額 円	
		8706	6506	
		新個人年金保険料の金額 円	旧個人年金保険料の金額 円	
		8806	6606	
		介護医療保険料の金額 円		
		8906		
15	地震保険料控除	地震保険料の金額 円	旧長期損害保険 6806 円	
16	寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 特別寡婦 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明) <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫) (<input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還)		
	勤労学生控除	(学校名)		
17	障害者 控 除	氏名 (か)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 障害者	
		氏名 (か)	<input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 特別障害者	
18	配偶者 控 除 ・ 配偶者特 別控除・ 同一生計 配 偶 者	氏名 (か)	明 大 昭 平	
		個人番号 *****	配偶者の 合計所得7906 円	
		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)		
19	扶 養 控 除	氏名 (か)	明 大 昭 平	
		個人番号 *****	<input type="checkbox"/> 同居 続 柄	控除額 万円
		氏名 (か)	明 大 昭 平	
		個人番号 *****	<input type="checkbox"/> 同居 続 柄	控除額 万円
16歳未満の 扶養親族	氏名 (か)	平成 . .		
		個人番号 *****	<input type="checkbox"/> 同居 続 柄	
		平成 . .		
		個人番号 *****	<input type="checkbox"/> 同居 続 柄	
		別居の控除対象配偶者 ・扶養親族の住所	扶養控除 額の合計 万円	

収入金額等	事業 営業等	ア								円
	事業 農業	イ								
	不動産	ウ								
	利子	エ								
	配当	オ								
	給与	カ								
	公的年金等	キ								
	その他	ク								
	短期	ケ								
	長期	コ								
所得金額等	一時	サ								
	事業 営業等	①								円
	事業 農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	公的年金等									
	その他	⑦								
	雑所得計									
総合譲渡・一時	⑧									
合 計	⑨									
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩								円
	医療費控除	⑪								
	社会保険料控除	⑫								
	小規模企業共済等 掛金控除	⑬								
	生命保険料控除	⑭								
	地震保険料控除	⑮								
	寡婦(寡夫)・ 勤労学生控除	⑯						0	0	0
	障害者控除	⑰						0	0	0
	配偶者控除・ 配偶者特別控除	⑱						0	0	0
	扶養控除	⑲						0	0	0
基礎控除	⑳						3	3	0	
合 計	㉑									

市 県 民 税 の 納 税 方 法	給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市市民税・県民税の納税方法 <input type="checkbox"/> 給与から差し引かれることを希望する <input type="checkbox"/> 自分で納付することを希望する
------------------------------	---

国確認(岡山市記入)

市税の納付は便利な口座振替をご利用ください

【口座振替のできる市税】 市県民税普通徴収分・固定資産税(償却資産・都市計画税を含む。)・軽自動車税
 【手 続 き】 預貯金口座のある市内の金融機関(郵便局を含む。)窓口での手続きができます。通帳と通帳印・納税通知書(整理番号の分かるもの)を持参して申し込んでください。市外の金融機関をご利用の場合はご連絡ください。
 【振替の開始時期】 申し込みから振替開始までに、約2か月かかります。開始時期はハガキでお知らせします。
 【お 問 い 合 わ せ】 岡山市収納課口座振替担当 (086) 803-1185